



大津市公報

平成 26 年 9 月 16 日
第 2 1 6 2 号

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

| | |
|------------|---|
| 規 則 | |
| 117 | 大津市住宅用家屋証明事務施行細則の一部を改正する規則..... 1 |
| 118 | 大津市景観法等施行細則の一部を改正する規則..... 3 |
| 告 示 | |
| 220 | 児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の指定について..... 5 |
| 221 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定特定相談支援事業者の指定について..... 6 |
| 222 | 生活保護法による指定介護機関の指定等について..... 6 |
| 223 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の指定等について..... 7 |
| 224 | 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定について..... 8 |
| 225 | 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定について..... 8 |
| 226 | 肝炎ウイルス検査に係る手数料等の徴収事務の委託について..... 8 |
| 公 告 | |
| | 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 8 |
| | 農用地利用集積計画公告..... 9 |

規 則

大津市住宅用家屋証明事務施行細則の一部を改正する規則を公布する。
平成26年 9 月16日

大津市長 越 直 美

大津市規則第117号

大津市住宅用家屋証明事務施行細則の一部を改正する規則

大津市住宅用家屋証明事務施行細則（昭和59年規則第50号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 5 号中「をした」の次に「宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第 2 条第 3 号に規定する」を加え、同条第 4 項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

租税特別措置法施行令第42条の 2 の 2 第 2 項に規定する特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減を受けるために証明を受けようとする場合は、宅地建物取引業法第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者から証明の申請を受けた建築士（建築士法第23条の 3 第 1 項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該申請に係る住宅用の家屋が同法第 3 条第 1 項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第 3 条の 2 第 1 項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）、建築基準法第77条の21第 1 項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第17条第 1 項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人（以下「保険法人」という。）が、当該申請に係る工事が租税特別措置法施行令第42条の 2 の 2 第 2 項第 1 号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第 2 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 3 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 4 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 5 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 6 号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第 7 号に規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証する書類。ただし、租税特別措置法施行令第42条の 2 の 2 第 2 項第 7 号に掲げる工事に要した費用の額が50万円を超える場合においては、当該書類に加えて、当該家屋について交付された次のア及びイに掲げる要件に適合する既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類を添付しなければならないものとする。

ア 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第19条第 2 号の規定に基づき、保険法人が引受けを行うものであること。

イ 建築後使用されたことのある居住の用に供する家屋の給水管若しくは配水管に隠れた瑕疵（通常有すべ

き性能又は機能に影響のないものを除く。)がある場合又は雨水の浸入を防止する部分(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条第2項に規定する雨水の浸入を防止する部分をいう。)に隠れた瑕疵(雨水の浸入に影響のないものを除く。)がある場合において、既存住宅売買瑕疵担保責任(建築後使用されたことのある居住の用に供する家屋の売買契約において、宅地建物取引業者(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第2条第3項に規定する宅地建物取引業者をいう。)以下同じ。)が負うこととされている民法(明治29年法律第89号)第570条において準用する同法第566条第1項に規定する担保の責任をいう。)を履行することによって生じた当該宅地建物取引業者の損害を填補するものであること。

様式第1号中 「(ロ)第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの) を

「(ロ)第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)

- (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
- (b) (a)以外のもの

| | | | |
|-----|--|---------------|-------------------|
| 構 造 | | 区分建物の 耐火性能 | 耐火又は準耐火 低層集合住宅 |
|-----|--|---------------|-------------------|

| | | | |
|--------------------------|---|-----------------------|-------------------|
| 構 造 | | 区分建物の 耐火性能 | 耐火又は準耐火 低層集合住宅 |
| 工事費用の総額 (ロ)(a)の場合に記入) | 円 | 売買価格 (ロ)(a)の場合に記入) | 円 |

同様式備考第1項中「、さらに」を「更に」に、「囲む」を「囲み、(ロ)を 印で囲んだ場合は更に(a)又は(b)のうち該当するものを 印で囲む」に改め、同様式備考第2項中「(b)」を「(イ)(b)」に改め、同様式備考第3項中「(a)」を「(イ)(a)」に改め、同様式備考第4項中「(b)」を「(イ)(b)」に改め、同様式備考に次の2項を加える。

- 8 「工事費用の総額」の欄は、(ロ)(a)を 印で囲んだ場合にのみ、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第1号から第7号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載すること。
- 9 「売買価格」の欄は、(ロ)(a)を 印で囲んだ場合にのみ、当該家屋の取得の対価の額を記載すること。

様式第2号中 「(ロ)第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)」を

- 「(ロ)第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)
- (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
- (b) (a)以外のもの

| | |
|--------------------|--|
| 取得の原因 (移転登記の場合) | |
|--------------------|--|

| | |
|--------------------|---------------|
| 取得の原因 (移転登記の場合) | (1) 売買 (2) 競落 |
|--------------------|---------------|

改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の様式第1号により調製した用紙は、この規則の施行後においてもこれを取り繕って使用することができる。

大津市景観法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年 9 月16日

大津市長 越 直 美

大津市規則第118号

大津市景観法等施行細則の一部を改正する規則

大津市景観法等施行細則（平成18年規則第105号）の一部を次のように改正する。

第21条に次の 1 項を加える。

- 2 景観整備機構は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、景観整備機構業務内容変更届出書（様式第27号）により、その旨を市長に届け出なければならない。

本則に次の 1 条を加える。

（事業報告）

第22条 景観整備機構は、毎事業年度の事業開始前に事業計画書及び事業活動収支予算書を、毎事業年度終了後速やかに事業報告書及び事業活動収支決算書を、それぞれ市長に提出しなければならない。

- 2 景観整備機構は、法第95条第 1 項の規定により前項の報告以外の報告を求められたときは、業務内容報告書（様式第28号）により市長に報告しなければならない。

様式第26号の次に次の 2 様式を加える。

様式第27号 (第21条関係)

景観整備機構業務内容変更届出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

所在地

名 称

代表者

印

連絡先

業務の内容を変更するので、大津市景観法等施行細則第22条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | |
|------------|-------------|--|
| 指定年月日・指定番号 | 年 月 日 大 第 号 | |
| 変 更 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 変更する業務の内容 | 変更前 | |
| | 変更後 | |
| 変 更 の 理 由 | | |

変更に係る事項を記載した書類を添付すること。

様式第28号 (第22条関係)

業務内容報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

所在地

名 称

代表者

印

連絡先

景観法第95条第1項の規定により、次のとおり報告します。

| 指定年月日・指定番号 | 年 月 日 大 第 号 |
|------------|-------------|
| 報 告 事 項 | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

大津市告示第220号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者として、次のものを指定した。

平成26年9月16日

大津市長 越 直 美

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 設置者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定年月日 | 事業所番号 |
|--------|--------------------------------|---------------|--------------------------------|---------------|------------|
| あかねぐも | 大津市一里山一丁目 15番3号ハウス良心 202 | 株式会社あかね ぐも | 大津市一里山一丁目 15番3号ハウス良心 202 | 平成26年 9月1日 | 2570100269 |

大津市告示第221号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者として、次のものを指定した。

平成26年9月16日

大津市長 越 直 美

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 設置者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定年月日 | 事業所番号 |
|--------|--------------------------------|---------------|--------------------------------|---------------|------------|
| あかねぐも | 大津市一里山一丁目 15番3号ハウス良心 202 | 株式会社あかね ぐも | 大津市一里山一丁目 15番3号ハウス良心 202 | 平成26年 9月1日 | 2530100144 |

大津市告示第222号

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定介護機関として新たに指定したものと及び指定介護機関のうち変更又は休止の届出があったものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成26年9月16日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 開設者 | 主たる事務所の所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|------------------|--|-------------------|---------------------|-------------------------------|---------------|
| ヘルパーステーション勤学 | 大津市勤学二丁目 1番20号 | 株式会社TKK | 大津市勤学二丁目 1番20号 | 訪問介護・介護 予防訪問介護 | 平成26年 8月1日 |
| スズキ調剤薬局西 大津店 | 大津市皇子が丘二 丁目10番25号大津 マリー102号 | スズキ薬局株式会 社 | 大津市一里山四丁 目14番13号 | 居宅療養管理指 導・介護予防居 宅療養管理指導 | 平成26年 8月1日 |
| スズキ調剤薬局に おの浜店 | 大津市におの浜二 丁目2番5号大津 スカイハイツ109 号 | スズキ薬局株式会 社 | 大津市一里山四丁 目14番13号 | 居宅療養管理指 導・介護予防居 宅療養管理指導 | 平成26年 8月1日 |
| ふれあい薬局・富 士見台 | 大津市富士見台14 番16号 | 株式会社近畿予防 医学研究所 | 大津市湖城が丘19 番9号 | 居宅療養管理指 導・介護予防居 宅療養管理指導 | 平成26年 8月1日 |
| スズキ調剤薬局南 郷店 | 大津市千町二丁目 15番30号 | スズキ薬局株式会 社 | 大津市一里山四丁 目14番13号 | 居宅療養管理指 導・介護予防居 宅療養管理指導 | 平成26年 8月1日 |
| スズキ調剤薬局 | 大津市大萱一丁目 16番1号瀬田アー バンホテル1F | スズキ薬局株式会 社 | 大津市一里山四丁 目14番13号 | 居宅療養管理指 導・介護予防居 宅療養管理指導 | 平成26年 8月1日 |

2 変更の届出があったもの

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 開設者 | 主たる事務所の所在地 | サービスの種類 | 変更年月日 |
|--------|---------|-----|------------|---------|-------|
|--------|---------|-----|------------|---------|-------|

| | | | | | |
|-------------------|-----------------------------|-------------|------------------|------|---------------|
| 真情デイ・サービス 瀬田大萱 | (変更前) 大津市大萱一丁目 4番5号 | ニューワングス株式会社 | 大津市大萱一丁目 4番5号 | 通所介護 | 平成26年 9月1日 |
| | (変更後) 大津市大江四丁目 12番14号 | | | | |

3 休止の届出があったもの

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 開設者 | 主たる事務所の所在地 | サービスの種類 | 休 止 年月日 |
|---------------------------|-----------------|----------------|--------------------------------------|-------------------|----------------|
| 株式会社井筒ホールディングスびわこ楽園デイサービス | 大津市下阪本一丁目28番13号 | 株式会社井筒ホールディングス | 京都市中京区烏丸通夷川上る少将井町240番地京都商工会議所ビル403号室 | 通所介護・介護 予防通所介護 | 平成26年 8月31日 |

大津市告示第223号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定介護機関として新たに指定したものと及び指定介護機関のうち変更又は休止の届出があったものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成26年9月16日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 開設者 | 主たる事務所の所在地 | サービスの種類 | 指 定 年月日 |
|---------------|----------------------------|---------------|-----------------|---------------------------|---------------|
| ヘルパーステーション 勤学 | 大津市勤学二丁目1番20号 | 株式会社TKK | 大津市勤学二丁目1番20号 | 訪問介護・介護 予防訪問介護 | 平成26年 8月1日 |
| スズキ調剤薬局西大津店 | 大津市皇子が丘二丁目10番25号大津マリー102号 | スズキ薬局株式会社 | 大津市一里山四丁目14番13号 | 居宅療養管理指導・介護 予防居宅療養管理指導 | 平成26年 8月1日 |
| スズキ調剤薬局におの浜店 | 大津市におの浜二丁目2番5号大津スカイハイツ109号 | スズキ薬局株式会社 | 大津市一里山四丁目14番13号 | 居宅療養管理指導・介護 予防居宅療養管理指導 | 平成26年 8月1日 |
| ふれあい薬局・富士見台 | 大津市富士見台14番16号 | 株式会社近畿予防医学研究所 | 大津市湖城が丘19番9号 | 居宅療養管理指導・介護 予防居宅療養管理指導 | 平成26年 8月1日 |
| スズキ調剤薬局南郷店 | 大津市千町二丁目15番30号 | スズキ薬局株式会社 | 大津市一里山四丁目14番13号 | 居宅療養管理指導・介護 予防居宅療養管理指導 | 平成26年 8月1日 |
| スズキ調剤薬局 | 大津市大萱一丁目16番1号瀬田アーバンホテル1F | スズキ薬局株式会社 | 大津市一里山四丁目14番13号 | 居宅療養管理指導・介護 予防居宅療養管理指導 | 平成26年 8月1日 |

2 変更の届出があったもの

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 開設者 | 主たる事務所の所在地 | サービスの種類 | 変 更 年月日 |
|-------------------|---------------------------|-------------|------------------|---------|---------------|
| 真情デイ・サービス 瀬田大萱 | (変更前) 大津市大萱一丁目 4番5号 | ニューワングス株式会社 | 大津市大萱一丁目 4番5号 | 通所介護 | 平成26年 9月1日 |

| | | | | |
|--|-----------------------------|--|--|--|
| | (変更後) 大津市大江四丁目 12番14号 | | | |
|--|-----------------------------|--|--|--|

3 休止の届出があったもの

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 開設者 | 主たる事務所の所在地 | サービスの種類 | 休 止 年月日 |
|-------------------------------|-----------------|----------------|--------------------------------------|---------------|----------------|
| 株式会社井筒ホールディングスびわこ楽園ディスプレイサービス | 大津市下阪本一丁目28番13号 | 株式会社井筒ホールディングス | 京都市中京区烏丸通夷川上る少将井町240番地京都商工会議所ビル403号室 | 通所介護・介護予防通所介護 | 平成26年 8月31日 |

大津市告示第224号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。
平成26年9月16日

大津市長 越 直 美

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 申請者の名称及び代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | サービスの種類 | 指 定 年月日 | 介護保険 事業所番号 |
|--------------------|--------------|---------------------|--------------|-----------------|---------------|---------------|
| 福祉用具レンタル・販売ファーストケア | 大津市馬場二丁目9番8号 | 株式会社雅 代表取締役 戸田千晶 | 大津市馬場二丁目9番8号 | 福祉用具貸与、特定福祉用具販売 | 平成26年 9月1日 | 2570104030 |

大津市告示第225号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。
平成26年9月16日

大津市長 越 直 美

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 申請者の名称及び代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | サービスの種類 | 指 定 年月日 | 介護保険 事業所番号 |
|--------------------|--------------|---------------------|--------------|-------------------------|---------------|---------------|
| 福祉用具レンタル・販売ファーストケア | 大津市馬場二丁目9番8号 | 株式会社雅 代表取締役 戸田千晶 | 大津市馬場二丁目9番8号 | 介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売 | 平成26年 9月1日 | 2570104030 |

大津市告示第226号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、平成26年9月3日から平成27年3月31日までの間、大津市手数料条例（平成12年条例第12号）に基づく肝炎ウイルス検査に係る手数料、胃がんリスク検診に係る手数料、大腸がん検診に係る手数料及び肺がん結核検診に係る手数料の徴収事務を次のものに委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年9月16日

大津市長 越 直 美

| 医 療 機 関 | 代表者氏名 | 所 在 地 |
|--------------|-------|--------------|
| いながきハートクリニック | 稲垣 宏一 | 大津市蓮池町14番24号 |

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成26年 8 月29日

大津市長 越 直 美

| 開発許可を受けた者の住所・氏名 | 開発区域の地名・地番 | 面 積 | 検 査 済 証 | |
|--|------------------------|-----------|-----------------|--------|
| | | | 交付年月日 | 番 号 |
| 京都市右京区梅津南町36番地 2 G-COURT103号 伊藤 恵一、伊藤 優子 | 大津市真野普門一丁目字狭間 28番 1 | 511.89㎡ | 平成26年 8 月27日 | 第1198号 |
| 大津市滋賀里一丁目22番 9 号 永井 次郎 | 大津市滋賀里四丁目字出芝93 番 1 | 1,294.87㎡ | 平成26年 8 月29日 | 第1199号 |

（平成26年 8 月29日揭示済）

農用地利用集積計画公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

平成26年 9 月 1 日

大津市長 越 直 美

「次のように」は省略し、当該農用地利用集積計画書を大津市役所産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。

（平成26年 9 月 1 日揭示済）

正 誤

平成26年 6 月30日付け号外第50号60ページ中

誤

(表)

施術券及び施術報酬請求明細書（あん摩・マッサージ）

正

施術券及び施術報酬請求明細書（あん摩・マッサージ）